改正後

第1条~第4条 【略】

(融資条件)

- 第5条 融資条件は、次のとおりとする。
 - (1)、(2)【略】
 - (3) 融資利率

年1.58パーセントとする。ただし、国等 のつなぎ資金は、年1.5パーセントとする。

(4)融資期間

運転資金は3年以内とし、設備資金は10年 以内とする。ただし、知事が特別に認める場合 には、この限りでない。また、国等のつなぎ資 金の場合は、国等の委託金等の支払期日までと する。

(5)【略】

第6条~第12条 【略】

附則

- この要綱は、平成22年5月12日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月2日から施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月2日から施行する。 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和 2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和 3年4月1日から施行する。 この要綱は、令和 4年4月1日から施行する。
- この要綱は 令和 5年4月1日から施行する。

改正前

第1条~第4条 【略】

(融資条件)

第5条 融資条件は、次のとおりとする。

(1)、(2)【略】

(3) 融資利率

年1.59パーセントとする。ただし、国等 のつなぎ資金は、年1.5パーセントとする。

(4)融資期間

運転資金は3年以内とし、設備資金は10年以 内とする。ただし、国等のつなぎ資金の場合は、 国等の委託金等の支払期日までとする。

(5)【略】

第6条~第12条 【略】

附則

- この要綱は、平成22年5月12日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月2日から施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月2日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和 2年4月1日から施行する。 この要綱は、令和 3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和 4年4月1日から施行する。